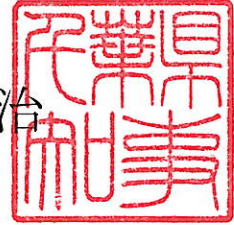


令和 2年11月 2日

ACアシスト (株)

稲坂 大輔 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 9月 25日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	千葉県知事 許可(般-2)第 54357号
許可の有効期間	令和 2年11月 2日から 令和 7年11月 1日まで
建設業の種類	
管工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年10月 2日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)